当 期 分

合

算

分

当期分の特別控除額の合計額

(26) — (27)

別表六の二(十一)の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の14第2 項若しくは第3項《沖縄の特定中小連結法人が経 営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控 除》又は平成19年改正前の措置法(以下「平成19 年旧措置法」といいます。)第68条の14第4項《繰 越税額控除限度超過額を有する場合の法人税額の 特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載しま す。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 経営革新設備等を事業の用に供した連結事業 年度(供用年度)
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある 連結事業年度
- (3) 経営革新設備等又は特定経営革新設備等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度 超過額がある連結事業年度
- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。
- 3 「当期取得分3~11」及び「25~28」の各欄は、 特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人 が措置法第68条の14第1項に規定する経営革新設 備等又は平成19年旧措置法第68条の14第1項に規 定する特定経営革新設備等を平成14年4月1日か ら平成24年3月31日までの間に取得等をし、沖縄県 の地域内において事業の用に供した場合に、その経 営革新設備等又は特定経営革新設備等につき、その 供用年度において措置法第68条の14第2項又は平 成19年旧措置法第68条の14第2項の規定による法 人税額の特別控除を受けるときに記載します。
- 4 「取得価額の合計額3」には、各連結法人に係る 別表六の二(十一)付表「差引改定取得価額8」の合 計額(各連結法人ごとの合計額)を記載します。
- 5 「前期繰越分12~19」及び「29~41」の各欄は、 前期以前において生じた経営革新設備等又は特定 経営革新設備等に係る繰越税額控除限度超過額を 有する場合に、措置法第68条の14第3項又は平成19 年旧措置法第68条の14第4項の規定により当該超 過額について当期において法人税額の特別控除の 規定の適用を受けるときに記載します。
- 6 「個別帰属額基準額の残額15」欄は、「3~11」 の各欄の記載がある場合には、「(14)又は」を消し、 「3~11」の各欄の記載がない場合には、「又は((14) -(9))」を消してください。
- 7 いずれの連結法人についても、当期に、経営革新 設備等で事業の用に供したものがなく前期以前か ら繰り越された繰越税額控除限度超過額につき、法

- 人税額の特別控除の適用を受ける場合には、「3~ 11」及び「25~28」の各欄は記載しません。
- 8 「経営革新設備等の取得をした各連結法人の個別 所得金額の合計額22」には、各連結法人のうち、取 得等をした経営革新設備等を当期において事業の 用に供した連結法人(以下「取得連結法人」といい ます。)に係るこの明細書の「個別所得金額1」の 金額を合計した金額を記載します。
- 9 「繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の 個別所得金額の合計額23」には、各連結法人のうち、 前期以前から繰り越された繰越税額控除限度超過 額を有する連結法人(以下「繰越連結法人」といい ます。)に係るこの明細書の「個別所得金額1」の 金額を合計した金額を記載します。
- 10 適用を受ける連結法人が、取得連結法人又は繰越 連結法人のいずれにも該当する場合には、当該連結 法人のこの明細書の「個別所得金額1」の金額は 「22」欄と「23」欄の「合計額」のいずれにも含ま れます。
- 11 「総調整前連結税額基準額の残額30」欄は、「25 ~28」の各欄の記載がある場合には、「(29)又は」 を消し、「25~28」の各欄の記載がない場合には、 「又は((29) - (26))」を消してください。
- 12 「前期繰越額又は当期税額控除限度額43(若しくは46又は49)」の「計」までの各欄は、前期分のその連結法人に係るこの明細書の「翌期繰越額45(若しくは48又は51)」の金額(前期が連結事業年度に該当しない場合は、別表六(十八)の「翌期繰越額25(若しくは28又は31)」の金額)を移記し、「取得に係るもの」及び「合計」の「当期分」には「5」の金額を記載します。
- 13 「当期控除額44」及び「当期控除額等50」の「当期分」には「9」の金額を記載します。
- 14 「当期控除可能額等47 (及び50)」の各欄の外書には、平成19年改正前の措置法令第39条の44第14項 (繰越税額控除限度超過額から控除する金額)の規定の適用を受ける場合に、別表六(十九)の「供用廃止設備を事業の用に供しなくなった事業年度又は連結事業年度後の繰越税額控除限度超過額の調整額31」の金額を記載します。この場合、「翌期繰越額48 (及び51)」の各欄の記載に当たっては、「47」及び「50」の本書に当該金額を含めたところで計算します。
- 15 「翌期繰越額45(、48及び51)」の各欄の外書に は、措置法第68条の15の2 (法人税の額から控除される特別控除額の特例)の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(十三)の「調整前連結税額超過構成額②」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の欄の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。